

## ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

政令第18/2021/ND-CP号の実  
施に関する2021年6月1日付  
Official Letter No.2687/TCHQ-  
TXNK

2021年6月



*For technical reference only,  
not for distribution or sale*

### 背景

- 2021年3月11日、政府は輸出入関税法を実行するための政令第134/2016/ND-CP号（以下、「政令134」）に関するいくつかの条項を修正・補足する政令第18/2021/ND-CP号（以下、「政令18」）を発行しました。政令18は2021年4月25日から有効となります。
- 政令18での規定を適用する際に多くの企業が問題に直面している現状を考慮し、税関総局は2021年6月1日にOfficial Letter No.2687/TCHQ-TXNK（以下、「OL 2687」）を発行し、政令18のいくつかの重要な内容の実施に関する詳細なガイダンスを公表しました。

### 主な内容

1. 輸出加工および輸出製造活動に関するガイダンス
2. 輸出加工企業（EPE）に対する税関の検査・監督の条件に関する政令18の第28a条の適用に関するガイダンス
3. みなし輸出入活動に関するその他の主要なポイント



## ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

政令第18/2021/ND-CP号の実施に関する2021年6月1日付  
Official Letter No.2687/TCHQ-TXNK

2021年6月



For technical reference only,  
not for distribution or sale

### 1. 輸出加工および輸出製造活動に関するガイダンス

#	カテゴリ	輸出加工	輸出製造
1.1	ベトナム国内企業に委託されたサブプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出関税の対象となるベトナム国内の原材料から加工された完成品の場合、輸出時にその原材料の価値及び関税率に基づいて輸出関税が課せられます。</li> <li>加工契約の当事者双方がベトナム国内企業（EPEや非関税地区内の企業を除く）である場合、税関手続を行う必要はありませんが、財務省（“MoF”）の規則に従って、材料、供給品、製品、機械・設備の納入に関するサポート書類を提出する必要があります。契約当事者は材料・供給品を引渡す前に、再加工業者名、加工契約書、その付録、再加工業者の施設などを管轄税関局に通知する責任があります。</li> </ul>	<p>契約当事者は材料・供給品の引渡す前に、再加工業者名、加工契約書、その付録、加工業者の施設などを税関当局に通知する責任があります。</p>
1.2	非関税地区や、海外の企業に委託されたサブプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入品、または輸入品から加工された半製品がEPEや海外の企業に委託加工のために引渡される際には輸出関税が免除されます。</li> <li>EPEや海外の企業が加工した製品がベトナムに輸入される際には輸入関税の対象となります。</li> </ul>	

## ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

政令第18/2021/ND-CP号の実施に関する2021年6月1日付  
Official Letter No.2687/TCHQ-TXNK

2021年6月



For technical reference only,  
not for distribution or sale

### 1. 輸出加工および輸出製造活動に関するガイダンス（続き）

#	カテゴリ	輸出加工	輸出製造
1.3	みなし輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなし輸出業者は輸出申告書の通関日から15日以内に、輸入申告書の完了を税関当局まで郵送で通知するか、輸出申告書が登録された税関支局に直接提出する、または、V5システムで通知書のスキャンを提出しなければなりません（税関システムでこの機能が更新された後で）。</li> <li>15日以内に輸入申告書が提出されない場合、みなし輸出業者は新たな申告書（A42輸入モード）を登録し、みなし輸出製品の製造に使用された材料・供給品について、新たな申告書の登録時点での価値及び税率に基づいて申告を行い、輸入関税を支払わなければなりません。</li> <li>みなし輸出業者が新たな税関申告書（A42輸入モード）を申告し、新たな税関申告書または税関当局が課した関税に基づいて輸入関税を支払った後に輸入税関申告書の完了を通知した場合、税関当局は税務管理法に基づいて過払い関税額に対応を行う事となります。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>輸出関税の対象</b>となる国内の原材料・供給品から加工された完成品は、国内での輸出時に当該原材料・供給品に伴う価額と関税率に基づいて課税されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなし輸出製品は輸出関税の対象とならない製品（EPEや非関税地域内の企業により輸出された製品など）を除き、<b>輸出関税は免除されません。</b></li> </ul>

## ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

政令第18/2021/ND-CP号の実施に関する2021年6月1日付  
Official Letter No.2687/TCHQ-TXNK

2021年6月



For technical reference only,  
not for distribution or sale

### 1. 輸出加工および輸出製造活動に関するガイダンス（続き）

#	カテゴリ	輸出加工	輸出製造
1.4	みなし輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書が輸出加工形態の下で登録されていれば、当該みなし輸入製品は輸入関税が免除されます。</li> <li>みなし輸入製品が他の輸入形態（輸出加工ではない）、例えば販売用輸入形態（A11）や製造用輸入形態（A12）の下で登録されている場合、輸入業者は輸入関税を申告・納付しなければなりません。</li> <li>みなし輸入製品に対して既に輸入関税が支払われていたが、その製品が実際に海外や非関税地区に輸出された製品の製造に使用されていた場合、当該納付済の輸入関税は還付されます。</li> </ul>	
1.5	スクラップ及び廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工工程で発生したスクラップ及び廃棄物は輸入関税が免除されます。</li> <li>加工工程で発生したスクラップ及び廃棄物を国内市場に販売する時、輸入関税が免除されるため、納税者は税関手続きを行う必要はありませんが、付加価値税（VAT）、特別消費税、環境保護税（該当あれば）等を税務当局に納付する必要があります。</li> <li>2021年4月25日以前に国内市場に販売された加工工程で発生したスクラップ及び廃棄物についても、GDCが発行した2019年5月22日付のOfficial Letter No.5845/BTC-TCHQおよび2019年7月1日付のOfficial Letter No.4344/TCHQ-TXNKに従い、納税者は税関当局にVATを申告・納付する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程から発生したスクラップ及び廃棄物は輸入関税が免除されます。</li> <li>製造工程で発生したスクラップ及び廃棄物を国内市場に販売する際、輸入関税が免除されるため、納税者は税関手続きを行う必要はありませんが、付加価値税（VAT）、特別消費税、環境保護税（ある場合）等を税務当局に納付する必要があります。</li> <li>2021年4月25日以前に国内市場に販売された製造工程で発生したスクラップ及び廃棄物についても、納税者は税関当局にVATを申告・納付する必要があります。</li> </ul>



## 2. 輸出加工企業（EPE）に対する税関の検査・監督の条件に関する政令18 第28a条の適用に関するガイダンス

### 輸出加工企業（EPE）に対する税関の検査・監督の条件に関する政 令18第28a条

#### 2.1. EPE及び非関税地域への税関の検査・監督の条件について

EPEを管理する税関支局は投資許可当局からのリクエストを受けて、当該EPEに対する税関の検査・監督の条件を検査・認証を行います。

税関支局は以下に該当する場合、政令18の発効日から1年以内に、これらの条件が完了したことを通知する詳細なガイダンスを提供します（複数回実施される可能性があります）。

□EPE（新規・拡張投資プロジェクトを有する企業を含む）が、税関の検査・監督の条件を満たしていることを税関当局に通知したが、税関当局の検査時に不適合と判定された場合。

□EPEが投資登録証明書（以下「IRC」）、又は修正IRCが付与されているか、或いは、2021年4月25日以前にIRCを発行する必要がなく、管轄の投資登録機関からのその旨の文書を手入手しており、かつ実際に稼働している場合。

（2021年4月25日以前にEPEが上記の条件を満たしていることが税関当局によって判定された場合を含む）

□EPEが投資登録証明書（以下「IRC」）、又は修正IRCが付与されているか、或いは、2021年4月25日以前にIRCを発行する必要がなく、管轄の投資登録機関からのその旨の文書を手入手しており、かつ建設中である場合。

（2021年4月25日以前にEPEが上記の条件を満たしていることが税関当局によって判定された場合を含む）

EPEおよび税関当局の通知書は政令18の付録VIIに添付されたフォーム25および26に基づいて作成されます。

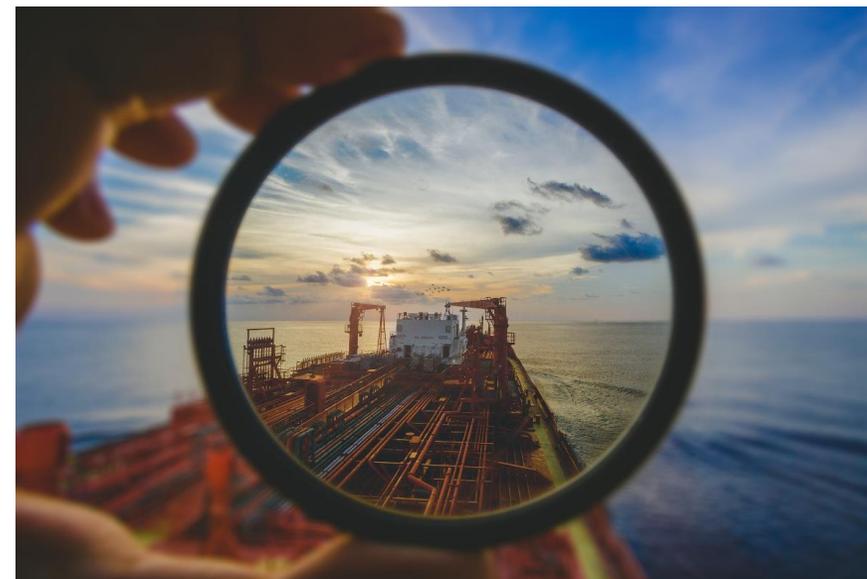
#### 2.2. 貨物保管場所で設置される監視カメラ

倉庫または原材料、消耗品、完成品、半製品、機械、設備、その他の関税対象ではない物品の保管場所など、物品の保管を目的とする場所には監視カメラを設置する必要があります。

工場、事務所、食堂など、生産や商品の使用を目的とするその他の場所には監視カメラの設置は不要です。

#### 2.3. 関税の対象ではない貨物を管理するソフトウェア

税関総局によると、EPEは通達第38/2015/TT-BTC号の第60条、第2項、のPoint bを修正・補足した通達第39/2018/TT-BTC号の第1条、第39項に基づいてファイナリゼーションレポートの作成にデータを監視・抽出できるソフトウェア（輸入原料・供給品およびその原料・供給品から製造された輸出製品の出入荷及び在庫状況に関するデータ）をすでに使用しているはずとの事です。



## ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

政令第18/2021/ND-CP号の実  
施に関する2021年6月1日付  
Official Letter No.2687/TCHQ-  
TXNK

2021年6月

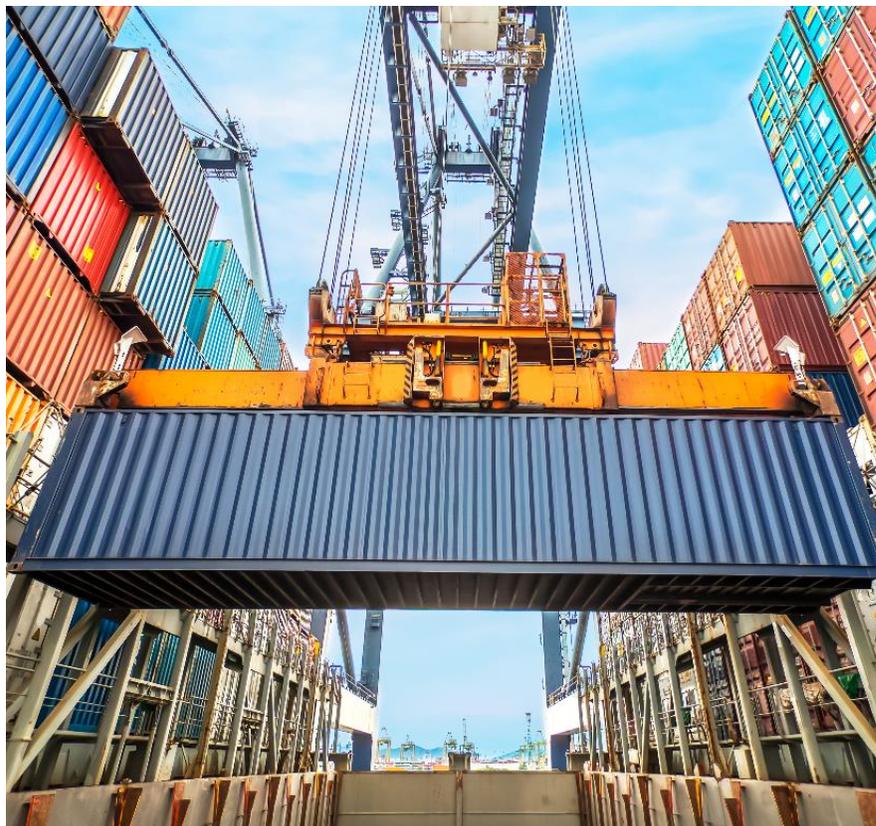


For technical reference only,  
not for distribution or sale

### 3. みなし輸出入活動に関するその他の主要な ポイント

#### 3.1. みなし輸出活動が認められるには、輸出業者は指定された配送 に関する文書を提出する必要があります。

みなし輸出手続を行う際には、輸出業者は海外の企業または個人によって指定された配送の文書を提出しなければなりません。この文書がない場合、その活動はみなし輸出として取り扱われません。



©2021 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited

#### 3.2. 税関当局は輸出加工、輸出製造活動に伴うみなし輸入申告を監視します。

税関総局は各税関支局に対して以下のとおり要請しています。

- Ecustoms-V5システム上の次の2つのファンクションからみなし輸出・輸入の申告書をリスト化にすること：I. Centralized Data Mining及び H. In-land Import Declaration/1. Monitoring 15-day Overdue Declaration
- 上記で抽出されたデータに基づいて、当該みなし輸入申告書が提出されていない延滞中のみなし輸出申告書を特定すること。
- 税関申告書上の「Enterprise's internal management number」欄に以下の内容を正しく申告するよう企業にガイダンスを提供すること。

(注：このガイダンスは2021年3月6日付のOfficial Letter No.2736/TCHQ-TXNKによって修正されました。)

- みなし輸出申告の場合：“#&XKTC”
- みなし輸入申告の場合：“#&NKTC#みなし輸出申告書番号(11桁)”



## Contact us



**Phan Vu Hoang**  
Tax Partner  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Takaishi Gen**  
Director, Japanese Services Group  
+84 28 710 14342  
gtakaishi@deloitte.com



**Junichi Harada**  
Director, Japanese Services Group  
+84 24 7105 0118  
junharada@deloitte.com



**Takada Koki**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 28 710 14587  
ktakada@deloitte.com



**Ito Takahiro**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 24 71050 249  
takahito@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da District,  
Hanoi, Vietnam.  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square Building,  
57-69F Dong Khoi Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam.  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

# Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited